

感染症と共存する新しい生活様式における  
ボクシング競技の活動再開に関するガイドライン

日本ボクシング連盟 医事委員会 編

原案 2020年5月20日

最新版 2020年6月3日

Ver.1.5

# 感染症と共存する新しい生活様式におけるボクシング競技の活動再開に関する ガイドライン

## 1 はじめに

## 2. 「競技活動再開」の判断

- 2-1 各施設における練習の再開に関して
- 2-2 大会の開催の可否に関して
- 2-3 全国大会レベルの開催に関して

## 3. 「練習活動」における感染防止対策

- 3-1. 練習時の感染予防
- 3-2. 練習環境の密閉の回避
- 3-3. 練習時の密集の回避
- 3-4. 練習時の密接の回避
- 3-5. 施設・設備・用具の消毒

## 4. 「競技会開催・実施」時の感染防止策（主催者向け）

- 4-1. 全般的な事項
- 4-2. 競技会参加募集の対応
- 4-3. 参加受付・検診計量時の対応
- 4-4. 競技会参加者への対応
- 4-5. 競技会主催者が準備すべき事項
- 4-6. 選手がウォームアップを行う際の留意点
- 4-7. 試合を行う際の留意点

## 5. 「競技会開催・実施」時の感染防止策（施設管理者向け）

- 5-1. 全般的な事項
- 5-2. 施設の予約時の対応
- 5-3. 当日の利用受付時の対応
- 5-4. 施設管理者が準備すべき事項
- 5-5. 利用者が順守すべき事項
- 5-6. 利用者が競技を行う際の留意点

## 1. はじめに

昨年末に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延により、東京オリンピックを含む多くのスポーツイベントが自粛となった。幸い、本邦においては、緊急事態宣言下での国民の節度ある行動、最前線となる医療機関での奮闘の結果、感染第一波は収束を迎えつつある。経済活動再開と同様、スポーツに関しても、バランスの良い出口戦略策定が急務である。

令和2年5月14日、スポーツ庁より『社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』が発表された。本ガイドラインは、その中に示された各競技団体への要求に基づいて、日本ボクシング連盟医事委員会が独自に策定したものである。なおこの提言の作成において、全国高体連ボクシング専門部の『新型コロナウイルス感染症に対応したボクシング競技の部活動に係るガイドライン』を参考にした。この提言は、あくまでも感染がコントロールされた地域・状況におけるボクシング競技再開において、最低限度必要となる対策の提案であり、この対策により感染が完全に防げるものではない。各地域の感染状況は一律ではないため、本ガイドラインを参考に、各地域における、実情に応じた徹底した対策の必要がある。もちろん、このガイドラインそのものも、今後の医学的知見の集積および感染状況の変化に応じて、逐次見直しが必要である。

### 競技再開にあたっての基本的考え方

スポーツジムを含む屋内運動施設は、「これまでにクラスターが発生した主な施設類型」として挙げられており、緊急事態宣言下において、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき適切に対応することが求められていた。特に、激しい呼気や大きな声を伴う運動については、飛散するエアロゾルに含まれるウイルスを原因とする飛沫感染、接触感染による、クラスター発生の可能性が指摘されている。社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための入場制限や誘導、手指の消毒、十分な換気、マスク着用等の対策の徹底と、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避ける基本的な感染防止対策が必要である。練習の再開に関しては、地域状況を勘案し、この提言によって示される対策を徹底したうえで、各施設での判断をお願いしたい。また、競技会の再開に関しては、クラスター発生時の社会的な影響は大きい。本稿で示す対策の徹底はもちろん、感染の危険が考えられる場合には、安易な大会の開催は慎むべきである。各ブロック医事委員長を含む大会関係者における十分な検討をお願いしたい。

しかしながら、この感染症の収束は一朝一夕で得られるものではない。我々は、暫くの間、コロナウイルスと共に（ウィズコロナ）生きていかなければならない。その中で、どのように競技を再開し、心身ともに健全な選手を育成していくべきか。本稿がその一助となることを願っている。

（日本ボクシング連盟 医事委員長 岩尾聡士）

## 2. 「競技活動再開」の判断

競技活動再開と言っても、大きく、部活動やスポーツジムにおける「練習の再開」、と「大会の開催」に分けられる。感染、特にクラスターが発生した際の社会的影響の大きさから、両者の再開に関しては、明確に差別が必要であると考えられる。そこで以下の様に提案する。

### 2-1. 各施設における練習の再開に関して

所属都道府県の感染状況を勘案し、本ガイドラインに明示した感染対策を遵守した上で、各施設の自主的な判断で行う。また、市中ボクシングジムでの練習に関しては、各都道府県におけるスポーツジムなどの自粛状況も勘案されなければならない。

### 2-2. 大会の開催の可否に関して

クラスター発生時の社会的な影響の大きさを勘案すると、医学専門家の介入が必須である。そこで、都道府県・ブロックレベルでの大会の開催に関しては、本ガイドラインを遵守した上で、最終的にブロック医事委員長が医学的に「開催可能」であるかどうかという判断をする必要がある。

### 2-3. 全国大会レベルの開催に関して

日本連盟の決定に準ずる。

#### 練習再開におけるチェックリスト

- 該当都道府県における感染状況がコントロールされており、スポーツジムでの運動が可能な状況にある
- 本ガイドラインにおける感染対策を徹底し、遵守可能である
- 練習に参加する選手の連絡先などを把握しており、感染・クラスター発生時の追跡に必要な情報を提供することができる

#### 競技会開催におけるチェックリスト

- 該当都道府県における感染状況がコントロールされており、社会的に大会開催が容認される状況にある
- 本ガイドラインにおける感染対策を徹底し、遵守することが大会関係者に周知・徹底されている。
- 大会に参加する選手・関係者の連絡先などを把握しており、感染・クラスター発生時の追跡に必要な情報を提供することができる
- 該当ブロックの医事委員長が、医学的見地から大会を開催可能と判断している

### 3. 「練習活動」における感染防止対策

#### 3-1. 練習時の感染予防

- 練習会場に入るまではマスクを着用する。
- 以下に該当する場合は、練習の参加を見合わせる。練習に参加しない場合は、まっすぐ帰宅し自宅待機とし、行政の指示に従い、必要があれば検査を受けること
  - 体調がよくない場合  
(例：発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常などがある場合)
  - 感染者もしくは感染が強く疑われる人と同居しているか濃厚接触歴がある場合
  - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 練習前にチェックリストに記入して、指導者が管理する。
  - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
  - 練習当日の体温
  - 練習前 2 週間における以下の事項の有無
    - 平熱を超える発熱  
※無発症者や、発症前 1～2 日の者は発熱しないことにも留意する。
    - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
    - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
    - 嗅覚や味覚の異常
    - 体が重く感じる、疲れやすい等
    - 新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触の有無
    - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
    - 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 練習前には、手指の洗浄と消毒を行う。
- 練習中に体調不良を感じたら、躊躇せず指導者に申し出るとともに、練習を中止し、施設管理者の指示に従い、隔離が可能な場所に速やかに移動する。
- 減量は、感染症に対する抵抗力を低下させる恐れがあるため、負担の大きい無理な減量は行わない。
- いつ、だれが、どのように練習したかという練習記録を残す。

#### 3-2. 練習環境の密閉の回避

- 屋外で練習可能な場合は、積極的に考慮する。

- 屋外で練習する場合、施設内の他の活動団体（者）との接触に注意し、安全面の確保も確認する。（同一施設利用者と事前に調整し、三密を避けるようにする）
- 屋内で練習する場合は、「換気」に注意し、窓を全開にして活動するか、少なくとも1時間に2回以上は換気を行い、2方向の窓を数分間は全開にして、風の流れを作る。
- 屋内の練習場所で、窓が1つしかない場合は、入口のドアを開けて風の流れをつくるとともに、扇風機などを活用して換気効率を高める工夫を行う。
- 窓がない施設で練習する場合、換気設備が確実に作動しているかを確認する。なお、空気を循環させているだけのエアコンで換気が行われない場合は、別途、換気を確保する。

※練習場所は、一般的に屋内で狭い空間である場合が多く、三密の状況を作りやすい。新型コロナウイルス感染対策のために、練習環境の見直しを積極的に考慮する。

### 3-3. 練習時の密集の回避

- 練習では、準備運動を含めて基本的に互いに手を伸ばして届かない十分な間隔（2メートル以上）を取る。
- 準備運動においては、2人組での活動は行わない。
- 一人で行える練習（シャドーボクシング、サンドバック打ちなど）を優先する。
- スペースと人数の関係で、一斉に活動したとき、基準となる2メートルの間隔を保てない場合は、活動に時間差を設ける、活動時間を分散するなどして、必要な間隔を確保する。
- シャドーボクシングを行う場合、活動スペースを明確に区切り固定し、そのスペース枠を考慮したうえで、適切な距離を確保する。
- ロードワークを行う場合、前後（左右）の選手の間隔は、5メートルから10メートルの距離を確保する。マスクの着用でのロードワークを推奨するが、熱中症などのリスクも考慮し柔軟に対応する

### 3-4. 練習時の密接の回避

- 練習は選手も指導者も距離をとって行う。大きな声で話さない。指導者はマスクを着用。
- ミーティングや休憩時においても、選手間の距離を保ち正対しないようにする。マスクを着用し、大きな声での会話を控える。
- 対人練習は、ボクシングという競技性を考慮すると、必要不可欠なものであるが、練習そのものが「密接」したものであることを理解する必要がある。そのため、必要最小限に止め、対人練習に使用したグローブやヘッドガード、ミットは練習終了後、消毒する。
- ミット打ちは、ミットを受ける者は、マスクを着用する。選手においては可能な限りマスクを着用するが、熱中症や呼吸困難を招く可能性もあるため、柔軟に対応する。接触による

怪我のリスクもあるので、フェースシールドは推奨しない。

スパーリング、マスボクシング、ミット打ちなどの対人練習を行う際に、相手が次々と入れ替わり、多数の濃厚接触者が発生するような組み合わせは避ける。練習相手が変わる際には、一旦用具の消毒などを行う。

競技大会開催、出場を念頭においた練習再開であると考え、スパーリングを禁止することはできない。また、フェースガード付きヘッドギアの着用に関する安全性も検証されていないことを考えると、通常のヘッドガードを装着してのスパーリングを、必要があれば実施すべきである。通常のヘッドガードのみでのスパーリングが許容されない環境であれば、それはまだボクシング競技を行うことが、感染の状況的に、社会的に許容されない状況であると理解する必要があるだろう。

練習中のうがいは洗面所に行き隣との距離を置き飛沫を飛ばさないように静かに行う。

共用のペットボトルでのうがい、共用のバケツへの排水はしない。

練習中にうがいや給水タイムを設け、給水は練習会場に各自のバッグの中に入れた個人所有のペットボトルを使用する。

練習後着替えたなら、マスクを付けて施設を出る

### 3-5. 施設・設備・用具の消毒

練習用具は極力個人所有の物を使用し共有を避ける。共有する場合は、使用者が変わるその都度、消毒を行う。アルコール消毒が望ましいが、用具によって消毒方法は検討する。

練習用具を共有する場合には、ナンバーを記入し誰が（対人練習の場合は誰に対してまで）使用したか履歴を管理する

ストレッチマットを使用した場合は使用した者が消毒する

グローブ・ミット・サンドバック・リングロープ・シューズ・ドアノブなど、選手が触れる可能性のある用具・設備は、練習の前後で必ずアルコールにより消毒を行う。

## 4. 競技会開催・実施時の感染防止策（主催者向け）

### 4-1. 全般的な事項

- 感染防止のため、主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（競技会の受付場所等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- 競技会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局（高体連主催の大会においては都道府県教育委員会及び都道府県高体連）とあらかじめ検討しておくこと

### 4-2. 競技会参加募集時の対応

主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられる。

- 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること（競技会当日に書面で確認を行う）
    - 体調がよくない場合  
（例：発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常などがある場合）
    - 感染者もしくは感染が強く疑われる人と同居しているか濃厚接触歴がある場合
    - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
  - マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話を  
する際にはマスクを着用すること）
  - こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
  - 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
  - 競技会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
  - 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- 感染防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし、これを遵守できない参加者には、参加取消しや途中退場を求めることがあることを周知する。
- 競技会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対し

て速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

### 4-3. 参加受付、健診計量時の対応

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 当日の受付のほか、競技会前日の受付等混雑を極力避けるようを考慮すること
- 参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
  - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
  - 当日の体温
  - 競技会前2週間における以下の事項の有無
    - 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
    - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
    - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
    - 嗅覚や味覚の異常
    - 体が重く感じる、疲れやすい等
    - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
    - 感染者もしくは感染が強く疑われる人と同居か濃厚接触歴がある場合
    - 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 健診時、ドクターはマスクを着用する。フェースシールドの着用は義務とはしないが、ドクターの判断で着用が妨げられるものではない。口腔内の診察は省略する。手指や聴診器、打鍵機を、アルコール性消毒薬で消毒し、接触感染の予防に努める。
- 点呼、健診補助、計量などに関わるスタッフは、マスクを着用し、選手に対応するたびに、手洗いやアルコール性消毒薬で手指を消毒して接触感染予防に努める。

### 4-4. 競技会参加者への対応

- マスク等の準備
  - 参加者がマスクを準備しているか確認すること

- 参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めること  
(ウォームアップ間のマスクの着用は、熱中症や呼吸困難のリスクとの兼ね合いになるが、努力義務とする。競技中のマスクの着用は禁止する)

#### □競技会参加前後の留意事項

- 競技会の前後のミーティングや懇親会等においても、三密を避けること。
- ミーティング時は、マスクの着用を義務付ける
- 試合後、用具を外す・汗を拭きとるなどの際においても周囲への飛沫拡散を配慮し適切な距離をとる。

### 4-5. 競技会主催者が準備すべき事項

#### □手洗い場所（トイレ以外）

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型）を用意すること。固形石鹸は避けること。
- 「手洗いは30秒以上」等、手洗いを奨励する掲示を行うこと
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については、エアロゾルの発生を招く可能性があるので、使用を禁止すること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

#### □更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、時間を決めて、スタッフがこまめに消毒を行うこと
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

#### □洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、時間を決めて、スタッフがこまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう掲示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型）を用意すること。固形石鹸は避けること。

- 「手洗いは30秒以上」等、手洗いを奨励する掲示を行うこと
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については、エアロゾルの発生を招く可能性があるため、使用を禁止すること）

#### □飲食物の提供時

- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならない）
- 食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させ、手洗いを徹底させること

#### □観戦者の管理

- 関係者以外の観戦者を入場させての競技を行うかどうかは、競技会企画時に、該当地域での感染の状況、社会情勢を勘案した上で、十分に検討すること。
- 観戦者（保護者を含む）を入場させる場合には、観戦者同士が密な状態とならないよう、あらかじめ観客席の配置や、数を減らすなどの対応をとること。
- 大声での声援を送らないことや会話を控えることを周知すること。
- 観戦する場合はマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

#### □競技会会場

- 競技会会場が換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 換気設備を適切に運転すること
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 会場が密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転するとともに、窓や出入り口を開放し、外気を取り入れるなどの換気を行うこと。なお、換気設備が不十分な会場では、大型扇風機などを活用し、風の流れをつくり換気効果を高める工夫を行うこと。

#### □ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

#### 4-6. 選手がウォームアップを行う際の留意点

- 試合前の動的ウォームアップ（シャドーボクシングやミット打ち）は、運動強度が高まり呼吸も激しくなるため、十分なスペースを確保する必要がある。そのため選手の出場予定時刻などにより場所や時間を指定する。ウォームアップのためのマスボクシングは、管理できない濃厚接触を生む可能性があるため、禁止する
- シャドーボクシングやミット打ちは、所定のエリア内で行い、他の選手と対面となって、飛沫感染のリスクを発生させることがないように注意すること。
- タオルの共用やドリンクの回し飲みは行わないこと。
- 試合前のグローブングームは関係者同士が距離をとれるようにする。

#### 4-7. 試合を行う際の留意点

- フェースガードを伴うヘッドガードの使用に関しては、それ自体の使用の安全性が検証されていないため、競技そのものの安全性を低下させる可能性が懸念される。そのため、フェースガードを使用しての競技は、安全性の問題から、医事委員会としては許可できない。フェースガードを必要とするような状況では、競技大会の開催は自粛されるべきである。通常のヘッドガードのみで競技を行う。また、競技中のマスクの着用も許可しない
- レフリーのフェースシールドの着用は、予期せぬ接触など、選手の安全性が担保できない可能性があるため、着用しない。使い捨てのプラスチック（もしくはゴム製の）グローブを着用する。グローブは試合ごとに破棄し、グローブ交換の際に、手洗いもしくはアルコール消毒液で手指消毒を行う。ニュートラルコーナーに、グローブを破棄するためのゴミ箱（ゴミ袋）と、アルコール性の消毒薬を設置する。
- リングサイドに着席する、ジャッジ、DS、リングサイドドクター、関与するスタッフは、エアロゾル飛散による感染のリスクがあるため、マスクもしくはフェースシールドを着用し、必要に応じて、アルコール製の消毒液で随時消毒を行う。選手と接触する際には、使い捨てのグローブを着用する。
- セコンドは、マスクもしくはフェースシールドを着用し、プラスチック（もしくはゴム製の）手袋も着用する。プラスチックグローブは試合ごとに交換し、フェースシールドはアルコール製消毒液で拭き上げる。
- セコンドがラウンド間の選手対応でタオルによる送風を行うことは、エアロゾルを発生させるため禁止する。（乾いたタオルによる汗拭きのみとする。）
- 選手のラウンド間のうがいの廃液やマウスピースの洗浄後の処理液及びその受け容器は、試合毎に処理、交換を行う。（容器は小型のもので、個別に消毒する。）また担当者もフェースシールド、マスクや手袋等の感染防止対策を行う。

- セコンドらが FOP (Field of Play) エリア内で使用したプラスチックグローブやフェースシールドに関しては、FOP エリア外に出る前に外し、FOP エリアの出口に設置したゴミ袋内に処分する。グローブを外した後に、アルコール性消毒液で手指消毒を行う。マスクに関しては、着用したままで良い。
- 試合終了後に相手コーナーへ移動し、コーチとの握手などが慣例的に行われているが、対戦相手意外との身体的接触は、可能な限り避ける。
- グローブ、ヘッドガードは、各試合後にアルコール消毒を実施し、乾燥させる。なお用具の消毒方法、担当者などは事前に打ち合わせておく。
- リングに関しては、試合ごとにロープの拭き上げを行い、キャンバスに関しては、その日の競技終了後に、拭き上げでの清掃を行う。
- 各グローブ、ヘッドガードなどの用具をどの選手が使用したか、使用記録を残す。

## 5. 社会体育施設の感染防止策（施設管理者向け）

### 5-1. 全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や、利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示する
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染者が発生した場合に備え、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと（個人情報取扱に注意）
- 大会参加後に、参加者もしくは関係者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

### 5-2. 施設の前予約時の対応

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う）
  - 体調がよくない場合  
（例：発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常などがある場合）
  - 感染者もしくは感染が強く疑われる人と同居しているか濃厚接触歴がある場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

### 5-3. 当日の利用受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
  - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
  - 利用当日の体温
  - 利用前2週間における以下の事項の有無
    - 平熱を超える発熱
    - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
    - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
    - 嗅覚や味覚の異常
    - 体が重く感じる、疲れやすい等
    - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
    - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
    - 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用者がマスクを準備しているか確認すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

#### 5-4. 施設管理者が準備すべき事項

- 手洗い場所（トイレ以外）
  - 手洗い場には石鹸（ポンプ型）を用意すること。固形石鹸は避けること。
  - 「手洗いは30秒以上」等、手洗いを奨励する掲示を行うこと
  - 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については、エアロゾルの発生を招く可能性があるため、使用を禁止すること）
  - 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- 更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、時間を決めて、スタッフがこまめに消毒を行うこと
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

#### □洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、時間を決めて、スタッフがこまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう掲示すること
- 手洗い場には石鹼（ポンプ型）を用意すること。固形石鹼は避けること。
- 「手洗いは30秒以上」等、手洗いを奨励する掲示を行うこと
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については、エアロゾルの発生を招く可能性があるため、使用を禁止すること）

#### □スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、
  - 貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること
  - 貸出前後に消毒すること

#### □見学者の管理

- 施設に見学者も入場させる場合には、密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事項を周知すること

#### □運動・スポーツを行う施設の環境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 体育館の床をこまめに清掃すること
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

#### □施設の入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

#### □ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

#### □清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること

#### □その他

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
- 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

### 5-5. 利用者が遵守すべき事項

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）

- 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や過去14日以内に濃厚接触した知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）

- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対

して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

## 5-6. 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

□十分な距離の確保

□運動中、休憩中問わず、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空ける必要があることを理解すること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

□強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しく事を理解し、対人練習・試合以外では適切なソーシャルディスタンスを確保すること。

□マスクをしていない場合（特に、ボクシングであれば対人練習中）には、発生するエアロゾルにより感染の恐れがある十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

□位置取り：ロードワークなどを行う場合、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

□運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは、基本的に禁止する。

□タオルの共用は禁止。また、施設内の設備に汗が付着した場合は、速やかに拭き取ること

□飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えること。

□同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みは行わないこと。

□飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

□運動・スポーツの際の水分・栄養補給等として飲食物を摂取する際は以下に配慮すること。

□利用者は飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を徹底すること。

□スポーツドリンク等の飲料の回し飲みは禁止し、個別に用意すること。

□飲食物を取り扱う場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底する。